

**PRTR 制度に関連する条例等の制定及び災害時のリスク管理に係る取組
に関するアンケート調査結果**

1) 調査の概要

(1) 目的

地域におけるリスクコミュニケーションに係る基礎情報とするため、①地方自治体における、事業者の化学物質管理に関する条例や指針等の策定状況及びそれらに基づく制度の実施状況に関するアンケート調査、②大規模災害の発生時の化学物質対策、化学物質に係るリスクコミュニケーション等について、地方自治体における条例やマニュアル等の整備状況、その他地方自治体における対策の状況等に関するアンケート調査を実施した。

(2) 実施概要

① 実施期間

2012年3月にアンケート調査を実施した。

② 対象自治体

47都道府県及び17政令指定都市でPRTR経由事務を担当している64自治体を対象とした(表1参照)。

表1 アンケート調査の対象とした64自治体

都道府県	政令指定都市	
47都道府県	札幌市	浜松市
	仙台市	名古屋市
	さいたま市	京都市
	千葉市	神戸市
	横浜市	岡山市
	川崎市	広島市
	相模原市	北九州市
	新潟市	福岡市
	静岡市	

③ 調査方法

電磁メールにより実施

④ 調査内容

独自制度の実施状況、データの活用方法等について調査を実施した。主な調査項目は表2のとおり。実際に送付した調査票等は参考資料を参照。

表 2 アンケートの調査項目

分類	大項目	中項目	小項目
I. 通常時の 管理対策	自治体における条例や指針 等に基づく事業者の化学物 質管理に関する制度の実施 状況	独自制度の有無 届出項目 対象事業者 対象化学物質	制度名、指針名等 事業所別の項目 対象化学物質別の項目 業種、従業員規模等 現行の国の PRTR 制度と一致 現行の国の PRTR 制度に上乗せ 現行の国の PRTR 制度から絞り込み
	化学物質管理計画等	活用の有無	具体的概要 届出・活用をしない理由
II. 事故対策	「自治体環境部局における 化学物質に係る事故対応マ ニュアル策定の手引き」	—	活用状況 認知度、閲覧度 事故対応マニュアルの策定状況
	災害時における化学物質の リスク低減に向けた取組	—	制度名、指針名 検討中の事業名 普及啓発の実施状況
III. その他	御意見や御提案等	—	—

⑤ 回答状況

配布数：64、回答数：64、回答率：100%

2) 調査結果

(1) 通常時の管理対策

① 自治体における条例や指針等に基づく事業者の化学物質管理に関する制度の実施状況

i) 独自制度の有無

国の PRTR 制度に加え、条例や指針等によって独自の化学物質管理に関する制度を実施している自治体は、26 自治体であった（表 3）。

表 3 独自制度の実施状況

自治体	ア	イ	ウ	エ
	対象化学物質等の上乗せ等	管理計画等の届出制度	事業者向けの管理指針	その他
札幌市	○	○	○	
宮城県			○	
福島県	○			
茨城県			○	
栃木県				○
群馬県	○	○	○	
埼玉県	○	○	○	
さいたま市	○	○	○	
千葉県			○	
東京都	○	○	○	
神奈川県	○	○	○	○
横浜市			○	
川崎市			○	
相模原市	○	○		
富山県			○	
石川県	○			
岐阜県			○	
愛知県	○	○	○	
名古屋市	○	○	○	○
京都府			○	
大阪府	○	○	○	
徳島県	○		○	
香川県		○		
佐賀県			○	
大分県			○	
宮崎県			○	
26	13	11	21	3

ii) 上乗せ等の届出制度について

国のPRTR制度に独自に、届出項目、対象事業者、対象化学物質について追加、上乗せ等をした届出制度を実施（又は計画）していると回答のあった13自治体の制度名称、施行時期、ホームページアドレスは表4のとおりである。

表4 上乗せ等の届出制度

自治体	制度の名称	施行時期	公表しているホームページアドレス
札幌市	特定管理化学物質排出量等報告書	平成15年2月	http://www.city.sapporo.jp/kankyo/kagaku_busshitsu/kagaku_busshitsu/jourei/index.html
福島県	福島県化学物質適正管理指針	平成10年9月	http://www.pref.fukushima.jp/kankyoutaiki/kagaku_sisin/kagaku_sisin.html
群馬県	群馬県化学物質環境安全管理指針	平成11年7月	http://www.pref.gunma.jp/04/e0910016.html
埼玉県	埼玉県生活環境保全条例	平成14年4月	http://www.pref.saitama.lg.jp/site/kagaku-teki-seikanri/kakanhou-gaiyou.html
さいたま市	さいたま市生活環境の保全に関する条例	平成21年10月1日	http://www.city.saitama.jp/www/contents/1109659058101/index.html
東京都	化学物質適正管理制度（適正管理化学物質の使用量等の報告）	平成13年10月	http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/chemical/control/index.html
神奈川県	化学物質管理目標作成・達成状況報告	平成17年4月	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7013/p23630.html
相模原市	神奈川県生活環境の保全等に関する条例 第42条	平成17年4月1日	http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/372512.pdf
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例（第110条から112条）	H16年4月	http://www1.g-reiki.net/ishikawa/reiki_honbu/ai10110681.html
愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例 第68条 特定化学物質の取扱量の把握等	平成16年4月1日（取扱量の把握） 平成17年4月1日（取扱量の届出）(※)	http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyoprtr/index.html

自治体	制度の名称	施行時期	公表しているホームページアドレス
名古屋市	特定化学物質取扱量届出	平成 16 年 4 月	http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-8-3-0-0-0-0-0.html
大阪府	大阪府化学物質管理制度	平成 21 年 4 月（届出義務の開始）	http://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/shidou/kanri.html
徳島県	徳島県生活環境保全条例に基づく指定化学物質の取扱量等報告	平成 17 年 10 月（平成 19 年 4 月から報告開始）	http://kaigi.pref.tokushima.jp/reiki/reiki_honbun/ao00112161.html （条例）

※：県民の生活環境の保全等に関する条例全体の施行は平成 15 年 10 月 1 日化学物質適正管理に関する施行日を記載しています。

iii) 管理計画等の届出制度について

化学物質の管理計画等を届出させている（又はその計画がある）と回答のあった 11 自治体の制度名称、施行時期、ホームページアドレスは表 5 のとおりである。

表 5 化学物質管理計画等の届出

自治体	制度の名称	施行時期	公表しているホームページアドレス
札幌市	化学物質自主管理マニュアル	平成 15 年 2 月	http://www.city.sapporo.jp/kankyo/kagaku_bussitsu/kagaku_bussitsu/jourei/index.html
群馬県	群馬県化学物質環境安全管理指針	平成 11 年 7 月	http://www.pref.gunma.jp/04/e0910016.html
埼玉県	特定化学物質等適正管理手順書作成（変更）報告書	平成 14 年 4 月	http://www.pref.saitama.lg.jp/site/kagaku-teki-seikanri/tejun-teigenshunin-todokede.html
さいたま市	さいたま市生活環境の保全に関する条例	平成 21 年 10 月 1 日	http://www.city.saitama.jp/www/contents/1109659058101/index.html
東京都	化学物質管理方法書	平成 13 年 10 月	http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/chemical/control/index.html
神奈川県	化学物質管理目標作成・達成状況報告	平成 17 年 4 月	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/kagaku/prtr/index_prtr.html

自治体	制度の名称	施行時期	公表しているホームページアドレス
相模原市	神奈川県生活環境の保全等に関する条例 第 42 条	平成 17 年 4 月 1 日	http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/372512.pdf
愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例 第 69 条 特定化学物質管理書の作成等	平成 15 年 10 月 1 日 (管理書の作成・提出)	http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyoprtr/index.html
名古屋市	特定化学物質等適正管理書の作成及び届出	平成 16 年 4 月	http://www.city.nagoya.jp/jigyousei/category/38-3-8-3-0-0-0-0-0-0.html
大阪府	大阪府化学物質管理制度	平成 21 年 4 月 (届出義務の開始)	http://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/shidou/kanri.html
香川県	生活環境の保全に関する条例 「化学物質管理対策」	平成 20 年 4 月	http://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyo/taiki/kagaku/gaiyou.htm 計画の公表は届出者において任意の方法で実施 (県で取り纏め等はしていない)

iv) 事業者向けの化学物質管理の指針について

事業者向けの化学物質管理の指針を策定している（又はその計画がある）21自治体の制度名称、施行時期、ホームページアドレスは表6のとおりである。

表6 事業者向け化学物質管理の指針

自治体	制度の名称	施行時期	公表しているホームページアドレス
札幌市	化学物質適正管理指針	平成15年2月	http://www.city.sapporo.jp/kankyo/kagaku_bussitsu/kagaku_bussitsu/jourei/index.html
宮城県	宮城県化学物質適正管理指針	平成20年3月	http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-t/prtr/prtr/kensisin.html
茨城県	化学物質適正管理指針	平成17年10月	http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/kantai/koubou/koubou.htm
群馬県	群馬県化学物質環境安全管理指針	平成11年7月	http://www.pref.gunma.jp/04/e0910016.html
埼玉県	特定化学物質等取扱事業者が特定化学物質等を適正に管理するために取り組むべき措置に関する指針	平成14年4月	http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/14651.pdf
さいたま市	さいたま市生活環境の保全に関する条例の規定に基づく特定化学物質等取扱事業者が特定化学物質等を適正に管理するために取り組むべき措置に関する指針	平成21年4月1日	http://www.city.saitama.jp/www/contents/1231810048389/files/kokuji_1186.pdf
千葉県	千葉県化学物質環境管理指針	平成9年4月	http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e_taiki/kagaku/shishin/index.html
東京都	化学物質適正管理指針	平成13年9月	http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/chemical/control/index.html
神奈川県	化学物質の適正な管理に関する指針	平成17年4月	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuitu/kagaku/prtr/index_prtr.html
横浜市	化学物質の適正な管理に関する指針	平成15年4月	http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/kagakushishin.pdf

自治体	制度の名称	施行時期	公表しているホームページアドレス
川崎市	化学物質の適正管理に関する指針	平成 12 年 12 月	http://www.city.kawasaki.jp/30/30kagaku/home/kagaku/tekiseikanri/tekiseikanri.htm
富山県	化学物質管理計画策定ガイドライン	平成 19 年 3 月	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1706/kj00000941-007-01.html
岐阜県	岐阜県化学物質適正管理指針	平成 21 年 4 月	http://www.pref.gifu.lg.jp/kankyo/hairyo/kagaku-busshitsu/top.html
愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例 第 67 条 化学物質適正管理指針の策定等	平成 16 年 4 月 1 日 (管理指針の策定)	http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyoprtr/index.html
名古屋市	化学物質適正管理指針	平成 16 年 4 月	http://www.city.nagoya.jp/jigyousei/category/38-3-8-3-0-0-0-0-0-0.html
京都府	京都府化学物質適正管理指針	平成 9 年 4 月	http://www.pref.kyoto.jp/emi/shisin.html
大阪府	大阪府化学物質適正管理指針	平成 20 年 4 月	http://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/shidou/kanri.html
徳島県	指定化学物質適正管理指針	平成 17 年 10 月	http://www.pref.tokushima.jp/generaladmin.nsf/topics/EABEDAEC5FF784249257026000AC8E8?opendocument
佐賀県	指定化学物質の適正な管理のための措置に関する指針	平成 16 年 3 月	http://www.pref.saga.lg.jp/web/library/at-contents/kankyo/kankyo/env/topics/chemsisin.pdf
大分県	大分県生活環境の保全等に関する条例 第 40 条～第 42 条	平成 13 年 4 月	http://www1.g-reiki.net/pref_oita/reiki.html
宮崎県	「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」	平成 17 年 10 月	http://eco.pref.miyazaki.lg.jp/data/

v) その他

その他化学物質管理に関する制度を実施している3自治体の制度名、制度概要、施行時期、ホームページアドレスは表7のとおりである。

表7 その他の化学物質管理に関する制度

自治体	制度の名称	制度の概要	施行時期	公表しているホームページアドレス
栃木県	栃木県生活環境保全条例第41条(指定化学物質等の管理に関する計画の作成等)	第一種指定化学物質等取扱事業者による指定化学物質等の管理に関する計画の作成・公表の義務	平成17年10月	http://www.pref.tochigi.lg.jp/reiki/reiki_honbu/ae10113991.html
神奈川県	化学物質の安全性影響度の評価	リスク評価	平成17年4月	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7013/p23629.html
名古屋市	事故時の措置	事故による特定化学物質の排出時の措置	平成16年4月	http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-8-3-0-0-0-0-0-0.html

② 独自制度の詳細

独自制度を実施している中で、「ア. 国の PRTR 制度に独自に、届出項目、対象事業者、対象化学物質について追加、上乗せ等をした届出制度を実施（又は計画）している。」を実施している自治体について、回答された結果を以下に示す。

i) 届出項目

ア) 事業所別の項目

上乗せ等の独自制度を実施している自治体が、届出義務としている事業所別項目は表 8 のとおりである。なお、アンケートの選択項目であった「事業規模（出荷額等）」「事業内容・製造品目等」「事業所の形態（工場・倉庫・研究施設等）」の 3 つについては、実施している自治体はなかった。また、国の PRTR 制度と異なった内容で届出制度を設けている自治体の主な目的・理由の概要は、表 9 のとおりである。

表 8 上乗せ等制度による事業所別届出項目

自治体	従業員数	化学物質取扱施設の設置状況	排ガス・排水処理装置等の設置状況	化学物質管理等の体制	その他
札幌市	○				
埼玉県	○	○	○	○	
東京都	○				○
神奈川県	○				
相模原市	○				
愛知県	○				
名古屋市	○				
大阪府	○			○	
徳島県	○				
件数	9	1	1	2	1

表 9 国の PRTR 制度と異なった内容で事業所別届出項目を設けた目的・理由

届出項目	目的・理由の概要
従業員数	<ul style="list-style-type: none"> 従業員数の把握のため 報告要件を満たしているかを確認するため 届出対象規模の事業者であるか確認するため。 事業所規模の目安とするため 事業所規模の確認のため（対象規模は PRTR 制度と同じ。） PRTR 制度と同じ
化学物質取扱施設の設置状況	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質管理の状況を事業者自身及び行政が把握するために記載を求めている
排ガス・排水処理装置等の設置状況	<ul style="list-style-type: none"> 取扱量報告時には記載しないが、手順書に記載し提出することとなっている
化学物質管理等の体制	<ul style="list-style-type: none"> 取扱量報告時には記載しないが、手順書に記載し提出することとなっている 化学物質管理体制の整備促進に実効性を持たせるため
その他	<ul style="list-style-type: none"> 作業の種類、使用目的について化学物質の用途の目安としたり、報告書における使用量、排出量等の物質収支をチェックするため

イ) 対象化学物質別の項目

上乗せ等の独自制度を実施している自治体が、届出義務としている対象化学物質別項目は表 10 のとおりである。なお、アンケートの選択項目であった「事業所内での消失量（例：自家消費・排ガス処理等）」「排出量・移動量等の把握方法」の 2 つについては、実施している自治体はなかった。また、国の PRTR 制度と異なった内容で届出制度を設けた主な目的・理由概要は、表 11 のとおりである。

表 10 上乗せ等制度による対象化学物質別届出項目

自治体	年間取扱量	用途	保管量（平均 又は最大）	製造品に含ま れた出荷量	その他
札幌市	○			○	○
福島県	○		○		
群馬県	○				
埼玉県	○				
さいたま市	○				
東京都	○	○		○	
神奈川県	○	○			
相模原市	○	○			
石川県	○				
愛知県	○				
名古屋市	○				
大阪府	○	○	○		
徳島県	○				
件数	13	4	2	2	1

表 11 国の PRTR 制度と異なった内容で対象化学物質別を設けた目的・理由

届出項目	目的・理由の概要
年間取扱量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的な物質収支の把握のため ・ 事業所内における化学物質の適正管理(排出量、移動量等の把握)のため、年間取扱量(使用量・製造量)を把握することは不可欠であるため ・ 年間取扱量が 100 k g (L) 以上より多くの事業者が対象となるようにした ・ 排出量・移動量だけではその事業所の規模は明確には判別できないため。事業所にあった指導を行うため、取扱量の報告を盛り込んでいる ・ 年間取扱量 500kg 以上が届出対象 ・ 事業規模を把握する目安とするため ・ 環境への排出割合が把握できる。法届出の确实性をチェックできる ・ PRTR 法においても 1 t 以上の取扱量がある物質について排出量等の届出を義務付ける等、取扱量の把握が基本であり、化学物質を

届出項目	目的・理由の概要
	<p>取扱う上での基本となる量を県が把握し、排出量等の増減が取扱量の増減に起因するものか、事業者の排出削減等によるものか等を判断する指標とするため。また、届出された取扱量を集計してPRTR法の届出排出量・移動量と併せて公表することにより、事業者の管理の改善等に有効な情報となると考えているため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の事業所に対して、適切な指導助言を行いつつ、化学物質の適正管理を進めるため ・届出データの精度向上と排出過程の把握による排出量削減の取組みの一層の促進 ・PRTR制度の届出要件の確認
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・使用目的を把握するため ・届出データの精度向上と排出過程の把握による排出量削減の取組みの一層の促進
保管量 (平均又は最大)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内における化学物質の適正管理のため、年度末時点の保管量を把握しなければ、年間取扱量の把握ができないため
製造品に含まれた 出荷量	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的な物質収支の把握のため ・事業所における化学物質の物質収支を把握するため
その他	<p>【製造量】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的な物質収支の把握のため

ii) 対象事業者

上乗せ等の独自制度を実施している自治体で、対象事業者の「業種」「従業員規模」について国のPRTR制度と異なる届出を義務づけている自治体について、回答された結果を以下に示す(表12～表14)。

ア) 業種

表12 業種が異なる場合

自治体	概要	目的・理由
福島県	業種については定めていない。	業種にかかわらず、広く化学物質を取り扱っている事業所を対象としているため
群馬県	全業種を対象としている。ただし、PRTR法届出対象事業者は対象外。	より多くの事業者が対象となるようにした
東京都	環境確保条例に規定する工場・指定作業場	工場・指定作業場は物品の販売、加工、取扱等を常時行い、化学物質を使用する機会が多い事業所のため対象とした

イ) 従業員規模

表 13 従業員規模が異なる場合

自治体	概要	目的・理由
札幌市	10人以上	PRTR 制度の対象事業者より小規模の事業者にも化学物質の排出量等を把握させるため
福島県	すそ切りなし	従業員規模にかかわらず、化学物質を取り扱っている事業所を広く対象としているため
群馬県	30名以上	一定規模以上でないと、作成する能力に問題がある
東京都	すそ切りなし	都内には中小事業者が多く存在し、PRTR 対象以下の小規模事業所に対しても指導する必要があるため

ウ) その他

表 14 その他

自治体	概要	目的・理由
愛知県	PRTR 法の特別要件施設を除く。	PRTR 法の特別要件施設では、化学物質を取り扱っているわけではないため
大阪府	特別要件施設の設置を届出要件にしていない。	

iii) 対象化学物質

上乗せ等の独自制度を実施している自治体のうち、現行の国の PRTR 制度の対象化学物質とは異なる制度を実施している自治体は、札幌市、福島県、群馬県、埼玉県、さいたま市、大阪府の 6 自治体であった。(表 15)。

表 15 対象化学物質の上乗せ等を実施している場合の届出対象化学物質

自治体	一致している	増やしている場合	減らしている場合
	現行の国の PRTR 制度と一致している。 (462 物質)	現行の国の PRTR 制度に、独自に対象化学物質を上乗せしている。	現行の国の PRTR 制度から対象化学物質を絞っている。
札幌市			○
福島県		○	
群馬県			○
埼玉県		○	
さいたま市		○	
神奈川県	○		
石川県	○		
愛知県	○		
名古屋市	○		
大阪府		○	
徳島県	○		
長崎県	○		

ア) 一致している

現行の国の PRTR 制度と一致していると回答した 5 自治体における施行時期を以下に示す (表 16)。

表 16 現行の国の PRTR 制度と一致している場合

自治体	施行した時期
神奈川県	平成 23 年 4 月 1 日、改正された政令の施行に合わせて届出を開始
石川県	平成 16 年 4 月 1 日の「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」施行時から、政令の化学物質を対象としている。
愛知県	平成 22 年 4 月 1 日、改正された政令の施行に合わせて届出を開始
名古屋市	平成 22 年 4 月 1 日、改正された政令の施行に合わせて届出を開始
徳島県	平成 22 年 4 月 1 日、改正された政令の施行と同時期
長崎県	平成 22 年 4 月 1 日、改正された政令の施行に合わせて届出を開始

イ) 増やしている

現行の国の PRTR 制度に、独自に対象化学物質を増やしていると回答した 4 自治体における対象化学物質及び目的・理由を以下に示す (表 17)。なお、各自治体において上乗せした化学物質の一覧は、参考資料を参照いただきたい。

表 17 現行の国の PRTR 制度に独自に対象化学物質を増やしている場合

自治体	上乗せした化学物質の名称	目的・理由
福島県	報告対象項目に PRTR 法に規定する 462 物質と県独自の 87 物質を上乗せしている (http://www.pref.fukushima.jp/kankyou/taiki/kagaku_sisin/kagaku_sisin.html)	過去に事故が発生した等県独自で法規定以外の化学物質の取扱量等を把握する必要があるため (http://www.pref.fukushima.jp/kankyou/taiki/kagaku_sisin/kagakusisinkaisei.pdf)
埼玉県	PRTR 法の第一種指定化学物質に加え、第二種指定化学物質 100 物質と県独自に 39 物質を上乗せ	埼玉県内の状況を加味するとともに、法より対象とする有害性情報を広くとっている。具体的には、旧指針の報告やアンケート調査などをもとに、埼玉県内で取扱量の多い物質や、発ガン性物質 (法ではクラス 2 は複数機関だが、条例ではクラス 2 も単独機関での評価で組み入れている) などを加えている。
さいたま市	市独自の 39 物質を上乗せ	さいたま市生活環境の保全に関する条例により、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものとして規則で定め、上乗せ。
大阪府	PRTR 法の第一種指定化学物質に 23 物質+VOC 総量を上乗せ。また第二種指定化学物質に 16 物質 (急性毒性も含む) を上乗せ。 (http://www.pref.osaka.jp/attach/4460/00026925/ichiran.xls)	府域での取扱いが想定される有害性を有する物質 (急性毒性も含む) 及び VOC 総量

ウ) 減らしている

現行の国の PRTR 制度から対象化学物質を減らしていると回答した 2 自治体における対象化学物質及び目的・理由を以下に示す (表 18)。なお、各自治体において絞り込んだ化学物質の一覧は、参考資料を参照いただきたい。

表 18 現行の国の PRTR 制度に独自に対象化学物質を減らしている場合

自治体	絞り込んだ化学物質の名称	目的・理由
札幌市	特定管理化学物質 (67 物質)	条例の制度施行前に PRTR 制度の届出により、市内の対象物質の使用状況を調査し、絞込みを行った。

群馬県	特別管理物質 (225 物質)	PRTR 法で定められている物質から絞ったわけではなく、PRTR 法の施行前に定めています。何かを参考に選定したのだと思いますが、10 年以上前に制定したもので、背景の詳細については不明です。
-----	--------------------	--

③化学物質管理計画の活用について

iii) 化学物質管理計画の有無

ア) 化学物質管理計画の有無

法又は条例に基づいて化学物質管理計画を届けさせている自治体は 11 自治体と 2 割弱となっている(表 19)。また化学物質管理計画の活用としては表 20 のようになっている。

表 19 管理計画書の届出・活用の有無

管理計画書の届出の有無	回答数
管理計画等を届出・活用している	11
管理計画等を届出・活用していない	53
合計	64

表 20 管理計画等を活用している場合

管理計画等活用方法	回答数
個別事業所に対する指導方針の判断	3
別途届出された排出量等のデータの検証	6
管理計画等を届出させること自体による自主的管理の促進	10
その他	1

※重複回答あり。

イ) 化学物質管理計画活用の概要

化学物質管理計画を届けさせている場合のそれぞれの主な概要は下記のとおりである。

○個別事業所に対する指導方針の判断

- ・その他環境法令の届出等と併せて事業所への指導を行う際の参考としている。
- ・立入等で管理体制や事故防止対策などのチェック時に使用。
- ・届出受理等の事務は区市へ委譲しており、指導方針等の判断は区市で実施。

○別途届出された排出量等のデータの検証

- ・排出量の算出方法が不明である場合の検証に活用。
- ・使用目的や処理施設などの情報を排出量等のデータの検証に活用。
- ・立入等で管理体制や事故防止対策などのチェック時に使用。
- ・事務を委譲された区市が実施している。
- ・排出量・移動量だけでなく、取扱量についても調査協力してもらいデータ集計している。

○管理計画等を届出させること自体による自主的管理の促進

- ・化学物質の取扱工程、保管状況、排出量の算出方法等をマニュアルとして作成させ、事業者による適正な管理の促進を図る。

- ・手順書を書くことにより、化学物質管理を特段行っていない事業者に改善を促すことが出来る。
- ・立入等で管理体制や事故防止対策などのチェック時に使用。
- ・事務を委譲された区市が実施している。
- ・化学物質管理目標及び当該化学物質管理目標の達成の状況について報告させ、事業者による自主的な管理の促進を図っている。
- ・化学物質の環境への排出削減目標を立てさせることで、事業者による自主的な管理を促進している。
- ・「特定化学物質等適正管理書」を自ら策定し、届出を行うことが、適正管理の推進となる。
- ・大阪府では 50 人以上の事業所に対して、「化学物質管理計画書」と「化学物質管理目標決定及び達成状況」の届出を求めている。管理目標の届出では、事業者自ら排出量の削減等の目標を設定し、その進捗を報告するようになっており、届出の審査や立入時の指導等を通じて自主管理の促進を図っている。
- ・知事への提出と合わせて、事業者による、化学物質適正計画等の公表を義務付けている。これによって、一般県民が、化学物質適正管理計画等を閲覧できるため、事業者の自主的な管理の促進を図ることが期待できる。

ウ) 管理計画等を届出・活用していない場合の理由

管理計画等を届出・活用していないと回答した 53 自治体の主な理由は表 21 のとおりである。

表 21 管理計画等を届出・活用していない理由

理由概要	回答数
法的義務がない、条例で義務化していない。	17
事業者が自主的に行うべきものである。	14
異なる方法で対応している。	9
特に必要がない。	6
活用しきれない。	5
これまでに問題が発生していない	4
その他	4

※重複回答あり。

(2) 事故対策

①環境省の「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」 (平成 21 年作成) の活用状況

i) 手引きの認知度

環境省が平成 21 年に作成した「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」(以下、「手引き」という。)を知っていると回答した自治体は 64 自治体のうち 51 自治体で、およそ 8 割の自治体が手引きの存在を認知していた。

また、手引きを読んだことがあると回答した自治体は、手引きを認知していた 51 自治体のうち 45 自治体で、手引きを認知していた自治体のうち 9 割弱の自治体が手引きの内容を把握していた。

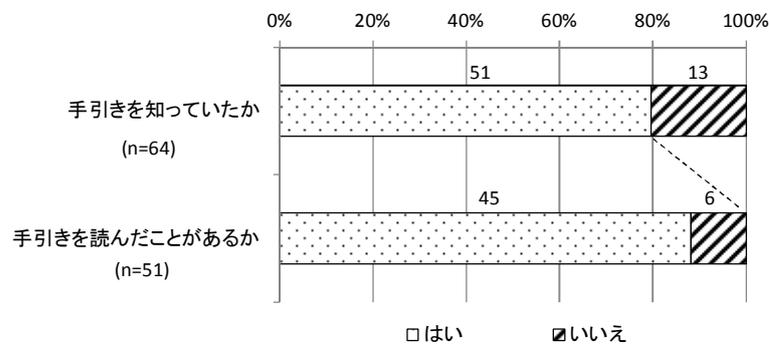


図 1 自治体における手引きの認知度

ii) 事故対応マニュアルの策定状況と手引きの活用状況

化学物質に係る事故対応マニュアル等の策定を行っているとは回答した自治体は 64 自治体のうち 16 自治体で、2 割強を占めた。

そのうち、化学物質に係る事故対応マニュアル等の策定時に手引きを活用していると回答した自治体は、マニュアル等を策定している 16 自治体のうち 3 自治体であった。

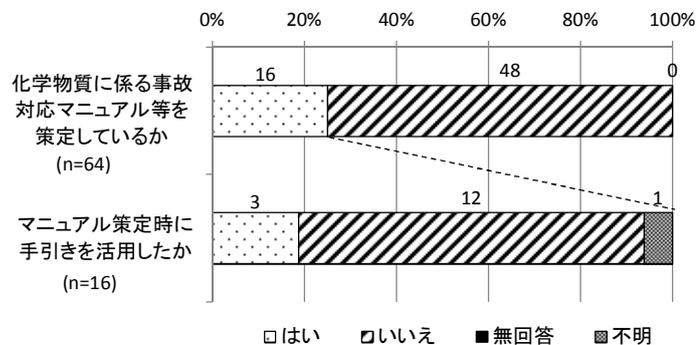


図 2 自治体における手引きの活用状況

化学物質に係る事故対応マニュアル等を策定していると回答した自治体について、マニュアル等の名称、策定期期、ホームページアドレスを表 22 に整理した。

なお、回答自治体以外でも表 22 に整理したマニュアル等と同様のものを策定している自治体もあります。

表 22 化学物質に係る事故対応マニュアル等の詳細

自治体	マニュアル等の名称	策定期期	公表しているホームページアドレス
宮城県	大規模災害応急対策マニュアル	平成 21 年 9 月	ホームページには掲載していない。
栃木県	栃木県生活環境保全条例第 49 条(事故時における措置)	平成 17 年 10 月	http://www.pref.tochigi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/ae10113991.html
横浜市	横浜市防災計画(震災対策編)	平成 20 年 12 月	http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/keikaku/shinsai.html
新潟市	新潟市危機管理基本方針	平成 22 年 4 月	http://www.city.niigata.jp/info/bousai/4sonota/kihonho-sin/kihonho-sin.htm
富山県	水質汚濁事故対応ハンドブック	平成 22 年 12 月	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1706/kj00010320.html
石川県	石川県地域防災計画(事故災害対策編)	平成 21 年修正	http://open.fdma.go.jp/c/hiikibousai/index.html
愛知県	化学物質に係る事故対応マニュアル	平成 23 年 3 月 18 日	
大阪府	大気汚染に係る事故時等の対応マニュアル	平成 20 年 12 月 (平成 24 年 3 月改定)	ホームページには掲載していない。
奈良県	①奈良県大気汚染等被害発生時対策要領 ②奈良県光化学スモッグ緊急対策要領 ③異常大気、緊急時対応マニュアル ④異常水質対応措置要領	①平成 7 年 2 月 1 日 ②昭和 48 年 6 月 1 日 ③平成 16 年 3 月 24 日 ④平成 22 年 5 月 1 日	
広島県	広島県危機対策運営要領(大気汚染事故)及び同要領(水質汚染事故)	平成 21 年 12 月 28 日	ホームページには掲載していない。
山口県	環境汚染に係る事故等対応の手引き	平成 6 年 11 月制定 (平成 20 年 4 月改定)	県環境保健センターHPに「魚へい死事故対応マニュアル」を掲載 → http://kanpokken.pref.yamaguchi.lg.jp/mizu/kennkyu/CD-ROMVer5/

自治体	マニュアル等の名称	策定期期	公表している ホームページアドレス
			CDtoppage.htm
徳島県	環境汚染等事故時の措置要領	平成 12 年	ホームページには掲載していない。
福岡県	水質関係業務マニュアル、 大気汚染・悪臭防止指導マ ニュアル等	不明	ホームページには掲載していない。

また、手引きの活用方法として挙げられた具体的な方法は下記のとおりである。

- ・環境部局の役割や事故時の連絡ルートを参考にした。
- ・マニュアルの見直し時に、手引きに記載があるが、改定前のマニュアルに含まれていなかった事故のモニタリング等の内容を追加した。
- ・適宜参照している。

iii) 手引きに関する意見

手引きに関する意見としては、以下のような意見が挙げられた。

- ・手引き P.5 に環境省の役割のひとつとして「専門家リストの整備」とあるが、すでに整備されたリストがあればご教示をお願いしたい。

②災害時における化学物質のリスク低減に向けた取組について

i) 取組の実施状況

災害時における化学物質のリスク低減を目的とした条例や指針等を定めていると回答のあった自治体は、回答が得られた 64 自治体のうち 8 自治体（1 割強）であった。

災害時における化学物質のリスク低減に向けた調査事業等を立ち上げ済み、検討を始めている又は検討予定であると回答のあった自治体は、64 自治体のうち 4 自治体（1 割未満）であった。

災害に備えた事業者による化学物質管理の取組を促進するため、事業者への普及啓発を実施している、又は事業者に管理の在り方の検討や見直しを求めていると回答のあった自治体は、64 自治体のうち 7 自治体（およそ 1 割）であった。

その他の取組をしていると回答のあった自治体は、64 自治体のうち 9 自治体で（1 割強）であった。

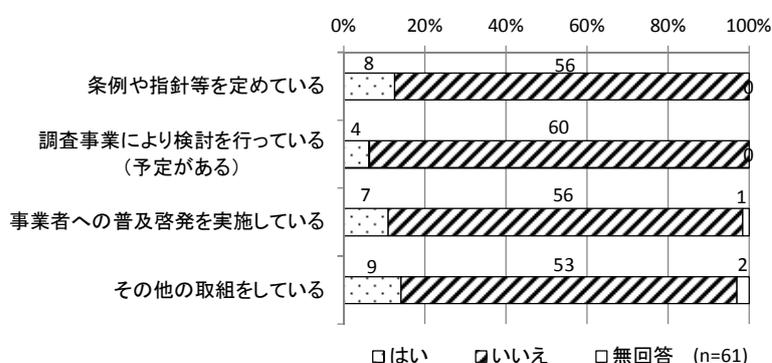


図3 自治体における災害時のリスク低減に向けた取組の実施状況

ii) 各取組の詳細

災害時における化学物質のリスク低減に向けた各取組の詳細は表 23～26 のとおりである。

表 23 災害時における化学物質のリスク低減を目的とした条例や指針等の詳細

自治体名	制度の名称	施行時期	公表しているホームページアドレス
宮城県	大規模災害応急対策マニュアル	平成 21 年 9 月	ホームページでは公表していない。
埼玉県	埼玉県生活環境保全条例第 7 2 条第 1 項に基づく「指針」及び第 1 0 9 条（事故時の措置）	平成 14 年 4 月 1 日	http://www.pref.saitama.lg.jp/page/reikisyokigamen.html
千葉県	千葉県化学物質環境管理指針	平成 9 年 4 月	http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/kagakubusshitsu/kagakubusshitsu/kankyokanri/index.html
神奈川県	化学物質の適正な管理に関する指針	平成 17 年 4 月	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f41093/
横浜市	化学物質の適正な管理に関する指針（災害時を含む）	平成 15 年 3 月 14 日	http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/kagakushishin.pdf
新潟県	災害対応マニュアル	平成 23 年 4 月	ホームページでは公表していない。
大阪府	大阪府化学物質管理制度	平成 20 年 4 月 （東日本大震災を受け、今後見直す予定）	http://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/shidou/kanri.html
徳島県	指定化学物質適正管理指針	平成 17 年 10 月 1 日	http://www.pref.tokushima.jp/docs/2010071300198/files/sisin.pdf

表 24 災害時における化学物質のリスク低減に向けた調査事業等の詳細

自治体名	事業の名称	事業開始時期	公表しているホームページアドレス
東京都	災害時の化学物質対策	平成 24 年 4 月から検討調査開始	
福井県	災害時環境保全対応マニュアル	（作成中）	
大阪府	災害時における化学物質のリスク低減事業	平成 24 年度	http://www.pref.osaka.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=9476
和歌山県	化学物質災害・事故時対応促進事業	平成 23 年度	なし

表 25 災害に備えた事業者による化学物質管理の取組を促進するための事業者への普及啓発の実施、
又は事業者に対する管理のあり方の検討や見直しの要請状況

自治体名	具体的方法	開始時期	公表しているホームページアドレス
札幌市	化学物質自主管理マニュアルを作成させ、化学物質の取り扱い方や排出量等の算出方法、事故時の措置などを定めてもらっている。	平成 15 年 2 月	http://www.city.sapporo.jp/kankyo/kagaku_busshitsu/kagaku_busshitsu/jourei/index.html
宮城県	宮城県化学物質適正管理指針	平成 20 年 3 月	http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-t/prtr/prtr/kensisin.html
埼玉県	埼玉県生活環境保全条例第 7 2 条第 1 項に基づく「指針」にて、事業者には事故の防止他策に関する事項を定め、対応するよう規定している（事故処理マニュアルの整備等）	平成 14 年 4 月 1 日	http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/14651.pdf
さいたま市	環境コミュニケーションの推進	平成 17 年	http://www.city.saitama.jp/www/contents/1270105998897/index.html
静岡市	大気汚染防止法の立入検査時に、災害・事故時の対策等を確認している。		
名古屋市	講演会・講座の実施	平成 19 年度から	http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-8-3-0-0-0-0-0-0.html
和歌山県	主に PRTR 制度による届出のあった事業者に対し、各事業場が取り扱う化学物質の保管場所・保管状況・保管量等に係るアンケート調査及び訪問調査等を実施し、結果をデータベース化した。また、これらの事業者に対し、化学物質の流出・拡散防止対策マニュアルを作成するよう、その手引と作成例を策定し、周知・啓発した。	平成 23 年度	なし

表 26 その他の取組の詳細

自治体名	具体的方法	開始時期	公表しているホームページアドレス
札幌市	セミナーや説明会	適宜	例) セミナー、説明会： http://www.city.sapporo.jp/kankyo/kagaku_busshitsu/kagaku_busshitsu/seminor/index.html 札幌市では、「化学物質自主管理マニュアル」を事業者の方に作成していただき、化学物質の取り扱い方や排出量等の算出方法、事故時の措置などを定めてもらっているものです。化学物質自主管理マニュアルについては以下の URL に詳細が記載されています。 http://www.city.sapporo.jp/kankyo/kagaku_busshitsu/kagaku_busshitsu/jourei/index.html
仙台市	①NBC 災害消防活動計画（消防局）、②仙台市水質汚濁事故対応要領	①平成 19 年 4 月 1 日 （現在見直し中） ②平成 11 年 10 月 1 日	ホームページでは公開していない
石川県	「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」第 111 条において、事業者へ化学物質の適正な管理を求め、事故時の応急措置及び知事への報告を義務づけている。	平成 16 年 4 月	http://www1.g-reiki.net/ishikawa/reiki_honbun/ai10110681.html
静岡市	災害時における化学物質調査に関する協定	平成 23 年 2 月	http://www.city.shizuoka.jp/deps/kankyohozen/saigaikyoutei.html
愛知県	災害時における化学物質等の調査に関する協定の締結	平成 23 年 3 月 18 日	http://www.pref.aichi.jp/0000039569.html
兵庫県	関連部局で事故等への対応マニュアルを作成しています。 （農政環境部環境管理局水大気課）	平成 10 年から	公開していません。

自治体名	具体的方法	開始時期	公表しているホームページアドレス
	<p>「水質事故時等における対応マニュアル」 (健康福祉部健康局薬務課)</p> <p>「兵庫県毒物・劇物事故等対策実施要領」、「兵庫県毒物・劇物事故等処理要領」、「兵庫県毒物・劇物事故等処理マニュアル」</p>		
徳島県	<p>PRTR 届出事業者のうち燃料小売業及び廃棄物処理業を除く事業所を対象に、化学物質に係るアンケートを実施し、災害時の化学物質対策及び化学物質に係る情報開示の現状把握と、災害時対策について今後の見直し予定の確認を行った。アンケート対象事業者に集計結果を送付し、災害時対策等未実施事業所については、対策について検討を求めるなど、集計データの活用を行う予定である。</p>	平成 23 年 10 月	
香川県	<p>「香川県大気汚染事故等取扱マニュアル」及び「香川県水質異常事故取扱マニュアル」により、事故等の被害発生及び拡大の防止措置等について定め、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図る。</p>	<p>水質(平成 15 年 6 月) 大気(平成 16 年 4 月)</p>	

③PRTR 制度の運用や災害時を想定して対策を進めるに当たっての国への意見や提案

i) PRTR 制度の運用について

(概要)

PRTR 制度の運用に関しては、制度の充実、都道府県・政令市の役割、制度の運用、電子申請の推進、PRTR データの意味、活用方法等について、意見が出された。

【PRTR 制度の充実】

- ・ PRTR 制度において、対象物質の取扱量も報告対象とされたい。

【都道府県・政令市の役割について】

- ・ PRTR 法の届出は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び土壤汚染対策法等と一体となって取り扱うことが妥当であるので、中核市等に権限委譲することが適当であると思慮される。
- ・ 当市の PRTR 法に関する事務は、神奈川県のお務処理の特例に関する条例により事務の権限委譲を受けて実施しており、PRTR 法にはその根拠が規定されていない。当市などの政令市については、PRTR 法の円滑な推進に十分に貢献できる立場であり、これらの事務を政令市の事務とすべきである。都道府県の条例ではなく、法令に明記することで、政令市の役割が明確化する。
- ・ 届出内容や未届出事業者の指導等について、法令に都道府県等の事務として規定し、国から権限委譲を受けるべきである。
- ・ 自治体に報告徴収に係る権限がないことから、届出等の際に詳細な確認を行うことが困難。

【PRTR 制度の運用】

- ・ 「PRTR 届出の手引き」を読まずに届出をする事業者が多いため、改正された内容や様式については、別紙・別冊にするなどもっと大々的に周知をする必要がある。また、都道府県版のマニュアルについても、過年度新規の取り扱いがわかりにくく、環境省と経済産業省の担当者で対応が異なったりするため、分かりやすく記載し、対応についても統一して欲しい。場合によっては、事業者、NITE、国（環境省と経済産業省）と何度も電話やメールでやりとりをしなければならないなど、事務が繁雑となるので、窓口をひとつにまとめて欲しい。
- ・ 法改正の周知をより一層徹底していただきたい。
- ・ 政令改正により、対象物質の政令番号が変更になるのは混乱につながるので、番号は科学的な根拠をもつ番号（CAS 番号等）として、固定することを望みます。
- ・ 現在の届出の運用状況であれば、届出時に地方公共団体を經由することなく NITE 等が直接届出を受理し、結果を地方公共団体にフィードバックすることで良いと考える。
- ・ 昨年度の届出状況より今年度の対象事業者の確認をしていることから、対象物質の見直し等があった場合、新規届出対象事業者の確認を行うことが難しい。このような場合に、関係資料送付先など国で把握している情報があれば、提供いただきたい。

【電子申請の推進】

- ・今すぐは不可能ではあるが、届出方式をなるべく電子化するよう事業者働きかけるとともに、電子化を義務づけるよう化管法を改正してはどうか。電子化したほうが、事業者と自治体双方の事務量等が削減され有益である。
- ・事業者に対し説明を繰り返すが中々提出ミスが減らない。また、書面届出では業者の連絡が昼間に限られることが多いため、対応時間が制限される。業務量削減・資源節約のためにも電子申請をもっと活用・周知をしていくようにお願いしたい。

【データの意味、活用法】

- ・今後も活用しやすいデータ処理をお願いしたい。
- ・PRTR 制度の事務を行っているに過ぎず、市域での届出データの把握、公表及び活用はできていません。どういったことから取り組んでいくとよいかアドバイスがあればいただきたい。
- ・化学物質の排出量の動向が化学物質の使用削減によるものかが見分けにくい。経済的なことや、対象化学物質の種類の変更など、データの解釈が難しい。

【その他】

- ・札幌市のような寒冷地においては第一種指定化学物質を含む重油や灯油を暖房目的として使用することが非常に多いため、ボイラー等使用時の排出係数を定めてほしい。

ii) 災害時のリスク管理の推進について

(概要)

災害時のリスク管理の推進に関しては、事例集の作成、事業者によるマニュアルの整備、災害時の体制、マニュアルの作成等について意見が出された。

【事例集の作成について】

- ・モデルケースを紹介していただけると参考になると思う。
- ・東日本大震災の事例が、今後活かせるように、資料（自治体はどのような準備が必要かを示したものなど）を示して頂きたい。
- ・事故とその原因の事例集を取りまとめ、公表してほしい。
- ・自治体における事業者の指導のために、東日本大震災における化学物質漏洩事例や、それを踏まえての化学物質漏洩防止策についての情報収集・整理をし、公表して頂けると有難い。
- ・岡山市環境保全条例では第 50 条で「化学物質の適正な管理」、第 51 条で「事故時の措置」についてそれぞれ努力義務と届出義務と課していますが、いわゆる災害に伴うものは想定していないのが現状です。取り組んでいる先進自治体の情報などあれば HP などで発信していただけるとありがたいです。

【事業者によるマニュアルの整備】

- ・企業等の状況について、適宜情報提供くださいますようお願いいたします。
- ・指定化学物質適正管理指針において、事業者に対して災害等の対応マニュアルを整備するよう定めているが、提出までは求めていない。提出している自治体の活用例(設問5の結果)についてご教示いただきたい。

【災害時の体制】

- ・人命、建物被害等、様々なリスク管理と関係していることなので、化学物質のみで考えるのではなく、総合的なリスク管理を推進できるような制度を望みます。
- ・がれき処理の問題にもみられるように、当事者となる自治体だけでは解決できない事象の発生が考えられるため、国が先導して、広域処理・協力体制の構築を実施していただきたい。

【マニュアルの作成】

- ・「(仮称)自治体環境部局における化学物質に係る災害時対応マニュアル策定の手引き」等を提示いただきたい。
- ・災害時におけるリスク管理を推進するために東日本大震災の経験を踏まえ、マニュアル等を作成されたい。

【その他】

- ・今後も支援等をお願いしたい。

iii) その他、化学物質行政全般について

- ・化学物質が関係する法律は環境関係の法令だけではなく、消防法、農薬取締法等多く、一元的に管轄することは難しいと考えます。
- ・事業場に対する削減等の指導やリスクミ推進などはこれからの課題です。環境調査研修所での研修では動機付けとなりました。今後はブロック単位などで化学物質アドバイザーによる事業者を含んだ行政向けのセミナーが開催されれば興味を持つ事業者を誘ってみたいと思います。
- ・「PRTR データ地図上表示システム」について、治安官庁に活用方法の周知を図る必要がある。
- ・化学物質行政の推進にあたり、県民への化学物質に対する理解を深めるため、環境省発行の化学物質関連パンフレットを啓発資料として有効に活用したい。